

「安全管理者選任時研修」開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法第11条により、事業場の自主的な安全衛生管理を推進するため、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、業種(下記6の⑦を参照してください)によって「安全管理者」を選任しなければならないことになっております。

また、労働安全衛生規則により、「安全管理者」の資格要件として、産業安全の実務経験に加え、「厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)」を修了していることとされております。

したがって、安全管理者の転勤、異動等により安全管理者が未選任の状態とならないように、あらかじめ本研修の修了者を複数人確保しておくことが望まれます。

この度、当協会東部支部では下記により安全管理者選任時研修を開催することにしました。近い将来、安全管理者への選任を予定している方についても、この機会に受講していただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成31年5月29日(水) 8:50~16:10
平成31年5月30日(木) 8:50~14:00 の2日間
(受付:両日とも8:30~8:50)
- 2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17 (一社)鳥取県労働基準協会 2階
- 3 日 程

日 時	科 目	講 師
5 月 29 日	○ 安全管理 ・ 企業経営と安全 ・ 安全管理者の役割と職務 ・ 安全衛生管理の進め方 ・ 安全活動 ・ 労働災害の原因の調査と再発防止対策 ・ 安全衛生の自主的活動	・ 労働安全・労働衛生コンサルタント ・ 安全管理者選任時研修講師養成講座修了 米田 明真 氏
	13:00~16:10 (3時間) (15:00~15:10 休憩)	

日 時		科 目	講 師
5 月 30 日	8:50~10:20 (1.5時間)	○ 安全教育 ・ 安全教育計画の立て方 ・ 安全教育の方法 ・ 作業標準の作成と周知	・ 労働安全・労働衛生 コンサルタント ・ 安全管理者選任時研修講師養成講座修了 米田 明真 氏
	10:30~12:00 (1.5時間)	○ 関係法令	
	13:00~14:00 (1時間)	○ 修了テスト	

4 受講料 労働基準協会 会員事業場 1人 15,000円

労働基準協会 非会員事業場 1人 17,000円

* テキスト「安全管理者選任時研修テキスト」代金、消費税等を含む。

5 申込方法

平成31年5月21日(火)までに、別紙の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)へお申込み下さい。

郵送又はFAX(0857-52-5061)によるお申込みの場合も、受講料は平成31年5月21日(火)までに現金書留(必着)か下記の銀行口座に振込みをお願いします。

なお、申込数が募集定員(90名)を超えた場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

6 その他

① 「特別教育・能力向上教育等受講証」

または「特別教育等受講者記録」をお持ちの事業場は、受講者におことづけいただくなどして受付の際にお渡し下さい。

② 研修終了後の「修了テスト」合格者には、後日、「安全管理者選任時研修修了証」

を交付します(所属事業所あて郵送)。

特別教育等受講者記録

事業所名 _____

所在地 _____

一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部
〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地
電話(0857)52-5060

- ③ 受講申込み後は、平成31年5月21日(火)までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。当日の欠席についても同様ですの
でご了承ください。
- ④ 受講票、受講受付票などは発行していません。受講者は当協会から特段の連絡
がない限り、受講当日、直接会場にお越し下さい。

- ⑤ 研修会場の近辺には飲食店な
どが少ないので、弁当などを準
備されることをお勧めします。
- ⑥ 当会館駐車場は、研修当日は
使用できませんので、右地図の
「P1」、「P2」の駐車場をご
利用ください。



- ⑦ 安全管理者の選任が必要な業種
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、
熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、
家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、
家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、
自動車整備業、機械修理業

安全管理者の資格要件と安全管理者選任届の添付書類

資 格 要 件		添付書類
安全管理者選任時研修を修了した者 で、次のいずれかの実務経験のあるもの		修了証の写
1	学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの	卒業証明書又は 卒業証書の写 事業者証明書
2	学校教育法による高等学校又は中等学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの	同 上
3	学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統以外の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの	同 上
4	学校教育法による高等学校又は中等学校における理科系統以外の課程を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの	同 上
5	その他の者で、7年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの	事業者証明書

※ 詳しくは、最寄の各労働基準監督署へお問合せ願います。

鳥取監督署 0857-24-3211

米子監督署 0859-34-2231

倉吉監督署 0858-22-6274

